

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県深谷市長在家198番地

氏名 明成物流 株式会社
代表取締役 永田 耕太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和元年11月25日

許可の有効年月日 令和6年11月24日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻, イ 汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む）, ウ 廃油, エ 廃酸, オ 廃アルカリ, カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）, キ 紙くず, ク 木くず, ケ 繊維くず, コ 動植物性残さ, サ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）, シ ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）, ス 鋳さい, セ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）, ソ ばいじん

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成11年11月25日 新規許可
令和元年11月25日 更新許可
令和4年8月4日 変更許可（限定の解除）

4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



0027 (第1面)

新規・更新

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 6 年 3 月 29 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

申請者 〒369-1101

住 所 埼玉県深谷市長在家198番地

氏 名 明成物流株式会社

代表取締役 永田 耕太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 048-578-1221

担当者名 代表取締役 永田 耕太郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>1 事業の区分 積替え、保管を(行う・行わない) 2 取り扱う廃棄物 ①廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、②特定有害産業廃棄物(廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。含まれる有害物質については別表のとおりとする。)</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 〒369-1101 埼玉県深谷市長在家198番地 電話番号 048-578-1221</p> <p>事業場</p> <p>電話番号</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>1 車両: 67台(5種類) 2 容器: 蓋付オープンドラム缶…20本、 クローズドラム缶…20本、 プラスチックドラム缶…20本</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	

埼玉県熊谷市筑波三丁目67番地

行政書士法人 長澤事務所/代表社員 長澤 隆

TEL:048-521-4198 FAX:048-521-6792

